

やさしさと思いきやりの心で応援します

まちの福祉事業紹介



町民の皆さんに明るく豊かに毎日の生活を送っていただけるよう、福祉事業の充実に努めています。

そこで、その中のいくつかを紹介します。

申請方法など詳しいことは、お問い合わせください。



高齢者のための福祉



照会先 長寿介護課
☎5・7790

生活支援サービス

介護保険制度の要介護認定の結果、「非該当」と認定された方や年齢・疾病状況により介護保険の認定基準に合わない方のうち、在宅生活で援助が必要な方を対象に次の事業を行います。

生活支援サービス

内容 生活指導、健康チェック、入浴サービス、給食サービスなど

実施施設 在宅介護支援センター（箱根老人ホーム内）

利用料 世帯の所得状況などに応じて1回あたり無料から500円

利用回数 月2回程度

内容 調理、衣類などの洗濯、掃除、買い物など

利用料 世帯の所得状況などに応じて1回あたり無料から200円

利用回数 週1回程度

生活支援短期入所

実施施設 特別養護老人ホーム（箱根老人ホーム・陽光の園）

利用料 世帯の所得状況などに応じて1日あたり無料から2740円

利用回数 年7日以内

サービス利用の登録・健康診断料の補助

生活支援サービスを受ける際には、事前に医師の診断書が必要となりますが、対象となる方の負担を軽くするため健康診断書作成に要した費用の一部を補助します。

補助額 1通につき1万5000円以内

日常生活用具を給付

65歳以上のねたきりの方に、介護保険対象外品目の火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付します。

費用 所得に応じて異なります。

移送サービス

身体的な理由により、一般的な交通機関では外出が困難な在宅の高齢者の方などに対し移送サービスを行います。

対象者 介護保険制度の要支援要介護認定を受けた方で、居宅サービスを利用できない方

利用料 1回1500円

社会福祉法人利用者負担額を軽減

減免を実施する社会福祉法人から受ける介護サービスの利用者負担額が軽減されます。

対象者 住民税非課税で高齢福祉年金を受給している方など

内容 訪問介護、通所介護、短期入所、特別養護老人ホーム入所に係る利用者負担が1/2となります。

介護保険サービス利用者負担を助成

介護保険の要介護または要支援の認定を受けた方が利用する居宅サービスや施設サービス（食費を除く）と福祉用具購入・住宅改修に要した利用者負担の一部を助成します。

対象者 住民税非課税で高齢福祉年金を受給している方など

内容 利用者負担の1/2（ただし、居宅サービス費と施設サービス費にあつては高額サービス費算定基準額の1/2を限度とします）

はり・きゆう・マツサージサービス券を交付

70歳以上（平成18年3月31日までに70歳到達の方を含む）の方に、はり・きゆう・マツサージサービス券を交付します。

交付枚数 年間1人3枚

自己負担（1枚につき） 600円

町負担（1枚につき） 2400円を補助します。

治療院 町が委託した治療院

訪問介護利用者負担額を軽減

介護保険法の施行時にすでにホームヘルプサービスを利用されていた方などが、訪問介護サービスを利用する際の利用者負担額を軽減します。

対象者 生計中心者が所得税非課税の世帯に属する方で、介護保険法の施行前1年の間に障がい者の施策によるホームヘルプサービスを利用していた方と、特定疾病により要介護認定を受けた40〜64歳の方

内容 通常10%の利用者負担が3%になります。

